

平成 25 年 11 月 20 日

メーカー会員等の皆様へ

一般社団法人 全国陸上無線協会

税率が変更となる消費税の扱いについて

(識別符号等通知事業関係)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の事業に関しまして、ご支援、ご協力を賜り有難うございます。

さて、ご承知のとおり、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率がこれまでの 5% から 8% に変更されます。これに伴い、当協会の事業の負担金等に係る消費税率も変更させて頂くこととなりますが、その扱いにつきましては、公認会計士の指導等もあり、下記のとおりとさせて頂くことにしましたので、ご了知の上、行き違いのないようお願い申し上げます。

敬具

記

1 新たな消費税率を適用する基準日

識別符号等通知事業において、一連の業務の中で新たな消費税率を適用する基準日をどの時点にするかにつきましては、役務の提供の完了時、つまり当協会が指定書をお客様に発送した日とすることとします。従いまして、その日が平成 26 年 3 月 31 日以前であれば 5%、平成 26 年 4 月 1 日以降であれば 8% を適用させて頂きます。

2 本件措置については、平成 26 年 3 月 20 日に開催予定の第 65 回理事会において「負担金等に関する規程」の所要の改正を提案することとしています。

【問合せ先】

(一社)全国陸上無線協会本部企画調査部

電話 03-3295-3301

FAX 03-3295-3399